

防災用品購入補助金制度のご案内

安曇野市では、市民の皆さんの災害時における在宅避難への備えを拡充していただくため、防災用品の購入に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

(1) 補助対象者

安曇野市内に住所を有し、市税等の滞納がない世帯です。
申請は同一世帯につき、年度内1回に限ります。

(2) 補助対象品目

防災用品購入補助金の申請対象品目は次の①から⑰です。対象品目に該当するか判断に迷う場合は、必ず事前にお問い合わせください。

補助金の交付を受けるには、**購入前**に申請が必要です。

令和8年度の補助金交付対象となるのは、令和8年4月以降に購入し、令和9年3月末までに実績報告が完了したものです。

- ①防災セット（既製品 ※食料品や保存水のみは除く）
- ②発電機、蓄電池（モバイルバッテリーを含む）
- ③懐中電灯、ランタン
- ④簡易トイレ、携帯用トイレ
- ⑤寝袋、エアマット（エアマットは空気を取り込んで使用するもの）
- ⑥カセットコンロ等（屋外用も可）
- ⑦土のう袋、水のう袋
- ⑧家具転倒・落下防止器具
- ⑨感震ブレーカー
- ⑩ガラス飛散防止フィルム
- ⑪屋外用テント（部品のみは除く）
- ⑫クーラーボックス等（冷温庫、充電式のものを含む）
- ⑬折りたたみ椅子、折りたたみ机
- ⑭食器（陶器製等、割れやすいものは除く）
- ⑮防犯ブザー、笛
- ⑯浄水器（災害時に飲料水を作ることができるもの）
- ⑰ストーブ（電気を使わないもの）



※ガスボンベや電池等の消耗品は補助対象となりません

(3) 補助率及び上限額

防災用品購入費の 3分の1 で上限額 20,000 円です。

（裏面に続きます。）

(4) 申請方法

- 1 対象の防災用品を購入する前に、次の①～④の必要書類を危機管理課または各支所地域担当へ提出してください。令和8年度の受付期間は最長で令和9年1月29日までです。
 - ① 補助金等交付申請書
 - ② 補助金申請内訳表（様式第1号）
 - ③ 安曇野市防災用品購入補助金に係る個人情報の確認に関する同意書（様式第2号）
 - ④ 商品の詳細と金額がわかる書類（見積書、HPを印刷したもの等）
- 2 補助金等交付決定通知書が届いたら、交付申請の時と同じ商品を購入し、⑤～⑨の提出書類を危機管理課または各支所地域担当へ提出してください。
 - ⑤ 補助金等実績報告書
 - ⑥ 購入した品名、金額、日付が記載されているもの（領収書やレシート）
 - ⑦ 対象品目購入時の写真（箱等に入っている場合は取り出し、箱と中身を並べたもの）
※購入した全ての品目、個数が分かるようにお撮りください。
 - ⑧ 購入商品を使用していることが分かる写真
（災害時に困らないよう使用方法の確認をしてほしいため）
※⑤は寝ている様子、③は座っている様子の写真
なお、単身世帯等で使用時の写真撮影が難しい場合は、広げた状態で撮影をし、申請書提出時に使用方法を確認済みである旨伝えてください。
※ただし補助対象品目①、④、⑦、⑭、⑮は除く
 - ⑨ 補助金等交付請求書



(5) 注意事項

- ① 消費税込みの金額に補助率を乗じて計算します。（100円未満切り捨て）
- ② 通信販売等で購入した場合の送料や手数料も補助対象となります。
- ③ 交付決定通知がお手元に届くまで、最長で一か月程かかります。通知が届く前に商品を購入した場合は補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。
- ④ 知人から購入した商品やフリマアプリ（メルカリ等）で購入した商品は補助対象となりません。
- ⑤ 納品書または請求書では代金の支払いが確認できません。代金を支払った、又は引き落とされたことが証明できる書類をお持ちください。（領収書、レシート）
- ⑥ クレジット決済等の電子決済を使用した方は、口座引き落としや決済を行ったことが証明できる書類をお持ちください（通帳のコピー、決済画面の印刷等）
- ⑦ ポイントを利用して商品の購入をした場合、現金での支払いと同じ方法で計算します。
- ⑧ 申請者と請求書の振込口座名義人は全て同一人をお願いします。
- ⑨ 購入金額の変動、購入品目の変更等で変更交付申請が必要となった場合、購入前に申請ください。変更交付決定通知書が届くより前に購入した場合、補助対象となりません。
- ⑩ 予算に達し次第終了となります。場合によっては申請されても補助が出ない可能性もありますのでご了承ください。予算残額が知りたい場合は危機管理課へお問合せください。

お問い合わせ先

安曇野市 危機管理課 危機管理担当

電話：0263-71-2119 時間：月～金（祝日を除く）8:30～17:15

